

障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市教育委員会職員対応要領

(平成28年3月31日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成28年仙台市条例第3号。以下「条例」という。）その他関係法令に定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、仙台市教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領（平成28年3月25日市長決裁）第2条から第6条まで及び第8条の規定は、この要領の適用を受ける職員について準用する。

(職員による差別についての相談体制の整備)

第3条 職員による障害を理由とする差別（その職務の執行に係るものに限る。）に関する障害者及びその家族その他の関係者（以下この条において「相談者」という。）からの相談には、次に掲げる職員が応ずることとする。

- 一 当該職員の所属長
- 二 総務人事部人事課長
- 三 総務人事部教職員課長
- 四 その他相談の内容に応じて必要と認める職員

- 2 前項の相談に応ずる場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールその他の障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談の内容及び処理状況は、総務人事部人事課及び教職員課に集約するとともに、相談者の秘密保持に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談の対応において活用するものとする。
- 4 第1項の相談に対応するための体制については、市民及び職員に広く周知するとともに、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。